# 日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令 （平成十一年郵政省令第二十四号）

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第二条第三項第一号の総務省令で定める区域は、北海道、岩手県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以外の都道府県の区域について、東日本電信電話株式会社にあっては別表第一、西日本電信電話株式会社にあっては別表第二に掲げる区域とする。

# 附　則

この省令は、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）の施行の日から施行する。

# 附則（平成一二年九月二七日郵政省令第六〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。  
この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することがある。

##### ２

この省令の施行前に交付された郵便貯金通帳、郵便貯金証書、カード、払戻証書、郵便貯金本人票、郵便為替証書、払出書、郵便振替払出証書、郵便振替支払通知書及び簡易生命保険保険料領収帳は、この省令による改正後の様式又は書式により交付されたものとみなす。

# 附則（平成一六年九月二九日総務省令第一二一号）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、別表第一第十五号ハの改正規定は、平成十六年十一月一日から施行する。

# 附則（平成一七年四月二六日総務省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年一一月一七日総務省令第一五三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  別表第二第二十号の改正規定  
    
    
  平成十八年一月一日
* 二  
  別表第一第十一号ロの改正規定  
    
    
  平成十八年三月二十日

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の日から平成十七年十二月三十一日までの間における別表第一第八号の規定の適用については、同号ロ中「及び児玉郡神川町（上阿久原、下阿久原、矢納及び渡瀬に限る。）」とあるのは、「、児玉郡神川町渡瀬及び神泉村」とする。

##### ２

この省令の施行の日から平成十八年一月九日までの間における別表第二第十二号の規定の適用については、同号イ中「及び南牟婁郡紀宝町」とあるのは、「並びに南牟婁郡紀宝町及び鵜殿村」とする。

# 附則（平成一八年六月二日総務省令第九五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年二月三日総務省令第四号）

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

* 一  
  青森県の区域に、秋田県の区域のうち鹿角郡小坂町大字十和田湖（字生出、字大川岱、字銀山、字中ノ平、字滝ノ沢の一部、字鉛山の一部、字休平及び字発荷の一部に限る。）の区域を併せた区域
* 二  
  宮城県の区域（第五号の区域のうち宮城県に係るものを除く。）に、福島県の区域のうち相馬市初野字内沢の一部の区域を併せた区域
* 三  
  秋田県の区域（第一号の区域のうち秋田県に係るものを除く。）
* 四  
  山形県の区域に、次に掲げる区域を併せた区域
* 五  
  福島県の区域（第二号の区域のうち福島県に係るもの及び前号イの区域を除く。）に、宮城県の区域のうち伊具郡丸森町筆甫字下南山の一部の区域を併せた区域
* 六  
  茨城県の区域（次号イの区域及び第十号の区域のうち茨城県に係るものを除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 七  
  栃木県の区域（前号イ及び次号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 八  
  群馬県の区域（前号ロの区域、次号の区域のうち群馬県に係るもの及び第十五号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 九  
  埼玉県の区域（第六号ロ、前号ロ及び第十一号イの区域を除く。）に、群馬県の区域のうち太田市前小屋町の一部の区域を併せた区域
* 十  
  千葉県の区域に、茨城県の区域のうち取手市（大字小堀及び大字取手（甲）の一部に限る。）、潮来市潮来の一部及び神栖市（太田、太田新町、須田、砂山、土合北、土合中央、土合西、土合東、土合本町、土合南、波崎新港、矢田部、柳川、柳川中央及び若松中央に限る。）の区域を併せた区域
* 十一  
  東京都の区域（次号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 十二  
  神奈川県の区域（前号ロ及び第十四号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 十三  
  新潟県の区域（第四号ロ及び第十五号ロの区域を除く。）に、長野県の区域のうち北安曇郡小谷村（北小谷、北小谷戸土、北小谷大網、北小谷台所及び北小谷姫川温泉に限る。）、上水内郡信濃町大字野尻の一部及び下水内郡栄村（大字堺上ノ原、大字堺小赤沢、大字堺五宝木、大字堺屋敷、大字堺和山及び大字堺切明に限る。）の区域を併せた区域
* 十四  
  山梨県の区域（第十一号ハ、第十二号ロ及び次号ハの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 十五  
  長野県の区域（第八号ハの区域、第十三号の区域のうち長野県に係るもの、前号ロの区域及び別表第二第三号の区域のうち長野県に係るものを除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 一  
  富山県の区域（別表第一第十五号ニの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 二  
  石川県の区域（前号イの区域を除く。）
* 三  
  岐阜県の区域（第一号ロ及び第五号イの区域を除く。）に、長野県の区域のうち木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を併せた区域
* 四  
  静岡県の区域（別表第一第十二号ハの区域を除く。）
* 五  
  愛知県の区域に、次に掲げる区域を併せた区域
* 六  
  三重県の区域（前号ロ、第十一号イ及び第十二号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 七  
  滋賀県の区域に、京都府の区域のうち京都市伏見区（醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町及び醍醐三ノ切に限る。）の区域を併せた区域
* 八  
  京都府の区域（前号の区域のうち京都府に係るもの並びに次号イ及び第十一号ロの区域を除く。）に、大阪府の区域のうち三島郡島本町の区域を併せた区域
* 九  
  大阪府の区域（前号の区域のうち大阪府に係るもの並びに第十一号ハ及び第十二号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 十  
  兵庫県の区域（前号ロの区域を除く。）
* 十一  
  奈良県の区域（第六号イ、第九号ハ及び次号ハの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 十二  
  和歌山県の区域（第六号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 十三  
  島根県の区域（第十五号の区域のうち島根県に係るものを除く。）
* 十四  
  岡山県の区域に、広島県の区域のうち福山市山野町大字山野の一部の区域を併せた区域
* 十五  
  広島県の区域（前号及び次号の区域のうち広島県に係るものを除く。）に、島根県の区域のうち邑智郡邑南町上田の一部の区域を併せた区域
* 十六  
  山口県の区域に、広島県の区域のうち大竹市（元町、大竹町大竹、大竹町油見、大竹町木野、玖波町及び栗谷町広原を除く。）及び廿日市市（浅原の一部、猪ノ打の一部、経小屋の一部、下灘及び鳴川に限る。）の区域を併せた区域
* 十七  
  香川県の区域（次号の区域のうち香川県に係るものを除く。）
* 十八  
  愛媛県の区域に、香川県の区域のうち観音寺市豊浜町箕浦の一部の区域を併せた区域
* 十九  
  福岡県の区域（第二十三号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 二十  
  佐賀県の区域（前号イの区域を除く。）に、長崎県の区域のうち松浦市（福島町及び鷹島町に限る。）の区域を併せた区域
* 二十一  
  長崎県の区域（前号の区域のうち長崎県に係るものを除く。）
* 二十二  
  熊本県の区域（第十九号ロ、次号ロ及び第二十四号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 二十三  
  大分県の区域（第十九号ハ、前号イ及び次号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 二十四  
  宮崎県の区域（第二十二号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
* 二十五  
  鹿児島県の区域（前号ハの区域を除く。）